【大切なお知らせ】

令和８年 12 月末をもって 月曜日等の窓口業務延長を終了します

町では、これまで町民課および税務出納課において、毎週月曜日等に窓口業務の時間延長を実施してまいりました。しかし現在は、各種証明書のコンビニ交付やオンライン申請などのデジタル化により、「役場に行かなくても」「休日や夜間でも」手続きができる環境が整っています。

また、限られた人員・予算による効率的な行財政運営、職員の時間外労働の是正といった観点からも、見直しが必要な時期となっております。こうした状況を踏まえ、令和８年 12 月末をもって、月曜日等の窓口業務延長を終了させていただくこととなりました。

町民の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、より効率的で質の高い行政サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●窓口業務延長を見直す背景

窓口業務延長の利用状況やコスト等の現状は、次のとおりです。

●利用状況の偏りと少なさ

延長時１日平均の来庁者数は、戸籍年金係が最も多く 11 ～ 13 人ほどですが、その他の係は１～３人程度にとどまっています。

●デジタル化の整備

戸籍年金係で最も多い用件は、住民票の写し等の各種証明書の発行申請ですが、現在はコンビニ交付やオンライン申請等により、来庁せずとも、休日や夜間でも手続きができる環境が整っています。

●コストと勤務環境の課題

窓口業務延長を実施するために、職員の時間外勤務手当のほか、庁舎の光熱水費等のコストが発生しています。

●終了後の代替措置とサポート

①「平日の日中に役場へ行くのが難しい」という方は、下記の方法をご利用ください。

※それぞれの詳細は、ホームページでご確認ください。

種　別	内　容
コンビニ交付	マイナンバーカードを利用し、住民票の写し・印鑑登録証明書を全国のコンビニ等で取得できます（6:30 ～ 23:00 土日祝日含む）。１２月からは所得証明書、課税証明書の発行も開始予定です。
証明書オンライン申請	マイナンバーカードを利用し、マイナポータルや公式ＬＩＮＥから各種証明書（住民票の写し、戸籍証明書、所得・課税証明書）の郵便請求が可能です。手数料等は電子決済となり、証明書は、後日郵送で自宅に届きます。
戸籍証明書の広域発行	本人・配偶者・直系親族の戸籍証明書は、本籍地以外の市区町村窓口でも取得できます。
引っ越しワンストップサービス	転出届は、マイナポータルからオンラインで届出が可能です（来庁不要）。
国保・福祉医療関係のオンライン申請	マイナンバーカードを利用し、マイナポータルから国保の加入・脱退の届出、子育て支援医療やひとり親家庭等医療の申請・届出などが可能です。

②その他の対応

◆郵便局でのマイナンバーカード手続き

令和９年２月から、マイナンバーカード電子証明書の更新手続きが町内の郵便局４局でも行えるよう準備を進めています（詳しくは今後の広報しらたか等でお知らせします）。

◆個別・時間外の予約対応

マイナンバーカード関係手続き、国民健康保険等の手続きや医療証の更新、納税相談など、どうしても時間外や個別の対応が必要な手続きについては、事前に日程を設定する予約制などで柔軟に対応します（詳しくは今後の広報しらたか等または個別の案内でお知らせします）。

【問い合わせ】町民課　☎ 85-6129・税務出納課　☎ 85-6106

¥ 特別会計と公営企業会計

特別会計

会計名	歳入	歳出	差引
十王財産区	271 万円	31 万円	239 万円
国民健康保険	13 億 4,788 万円	12 億 9,255 万円	5,533 万円
介護保険	16 億 8,704 万円	16 億 4,687 万円	4,017 万円
後期高齢者医療	2 億 1,747 万円	2 億 1,270 万円	477 万円

※公営企業会計における収益的収支は税抜表示としております。
※万円未満端数調整

公営企業会計

事業名	歳入	歳出	差引
水道事業（収益的収支）	2 億 7,768 万円	2 億 9,308 万円	▲ 1,540 万円
水道事業（資本的収支）	1 億 5,498 万円	3 億 3,409 万円	▲ 1 億 7,912 万円
下水道事業（収益的収支）	5 億 7,185 万円	5 億 7,261 万円	▲ 76 万円
下水道事業（資本的収支）	1 億 4,766 万円	3 億 3,492 万円	▲ 1 億 8,727 万円
病院事業（収益的収支）	12 億 8,498 万円	12 億 7,178 万円	1,320 万円
病院事業（資本的収支）	3 億 7,865 万円	4 億 7,978 万円	▲ 1 億 113 万円

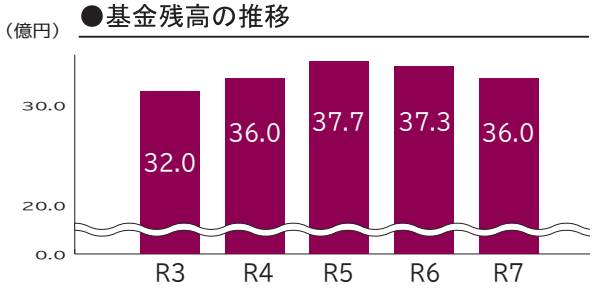
財政状況について

積立基金の残高

基金とは、貯金にあたるものです。大規模な災害等に備えて積み立てる「財政調整基金」や公共施設の整備等へ活用するために備えた「公共施設整備基金」などがあります。

令和７年度基金残高	36億276万円
財政調整基金	10億5,015万円
減債基金	８億842万円
公共施設整備基金	８億496万円
福祉振興基金	１億2,528万円
その他の基金	８億1,395万円

●基金残高の推移

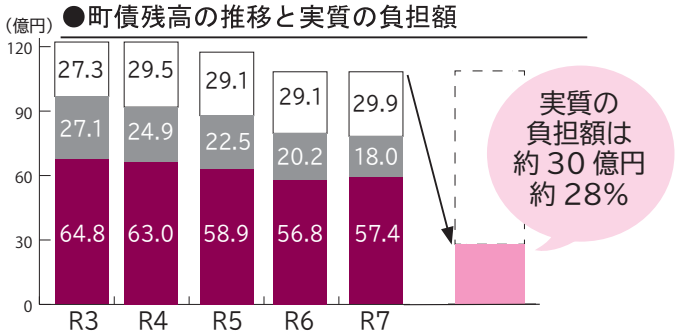


町債残高の推移と実質の負担額

町債とは町の借金のことで、令和７年度末の町債残高は 105 億 3,754 万円となりました。借金の返済金に対して地方交付税により国から配分される収入を差し引いた実質の負担額は約 30 億円（約 28%）となりました。

令和７年度町債残高	105億3,754万円
過疎対策事業債	57億4,337万円
臨時財政対策債	18億329万円
その他町債	29億9,088万円

●町債残高の推移と実質の負担額



■過疎対策事業債
■臨時財政対策債
□その他町債
■実質負担見込額

※過疎対策事業債：過疎地域に指定された団体が発行できる地方債。返済金の７割が地方交付税により措置される。
※臨時財政対策債：国の財源不足を補うための地方債。返済金の全額が地方交付税により措置される。

健全化判断比率の４つの指標は良好

自治体の財政状況を判断する「健全化判断比率」はすべて早期健全化基準を下回っており良好な状態です。引き続き健全な財政運営に取り組んでいきます。

指標	白鷹町	早期健全化基準（※）
実質赤字比率 一般会計を中心とした赤字の割合	赤字なし	14.70%
連結実質赤字比率 一般会計、特別会計、公営企業会計を合わせた赤字の割合	赤字なし	19.70%
実質公債費比率 年間の借金返済額の割合	12.7%	25.0%
将来負担比率 将来負担となる借金の割合	17.4%	350.0%

（※）この数値を上回ると健全化への取組が必要になります。

公営企業における資金不足比率はなし

水道、下水道、町立病院の全会計について、資金不足比率は発生していないため比率はありません。